

平成 25 年度第 3 回市川市男女共同参画推進審議会

開催日時 平成 26 年 1 月 15 日 (水)

午後 2 時～午後 3 時

開催場所 男女共同参画センター 6 階 研修室 F

## 会議録

### 開会宣言

(小保方会長) それでは、只今より平成 25 年度第 3 回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。

本日は、15 名中 12 名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第 5 条第 5 項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

### 一委員了承

(小保方会長) 会議は公開とすることが決定しました。それでは、傍聴人が入室します。

### 一傍聴人入室

(小保方会長) それでは、次第に基づき、議題 1 「市川市男女共同参画基本計画第 5 次実施計画策定についての答申案について」進めたいと思います。

本日はこの答申案についてご審議いただき、答申の内容を固めてまいりたいと考えております。

それでは、答申案につきまして、事務局から説明をお願いします。

### 議題 1 市川市男女共同参画基本計画第 5 次実施計画策定についての答申案について

(事務局) 「市川市男女共同参画基本計画第 5 次実施計画策定についての答申案」について説明させていただきます。

はじめに昨年 11 月 7 日から 12 月 6 日まで実施いたしましたパブリックコメント実施結果について報告いたします。

資料 1 をご覧ください。パブリックコメントは「市川市市民等の市政への参加の推進等に関する要綱」に基づき、30 日間行いました。意見提出者は 3 名、12 件の意見をいただいております。これらのご意見に対しましては、案の修正を検討するもの 2 件、今後の参考とするもの 3 件、考え方を盛り込み済みのものの 7 件に分類をいたしました。本日、報告をし、了承をいただいた後に、市公式 Web サイト上で意見及び市の考え方を公開する予定でございます。

それでは、具体的な意見及び市の考え方について説明させていただきます。2 ページをお願いします。はじめの意見は、資料 3、計画案 21 ページの個別課題 3 の基本計画における施策（14）発行物における性にとらわれない表現の促進についての意見ですが、本実施計画案は施策等の体系は「市川市男女共同参画基本計画」と同一でございますので、施策の内容については基本計画の改正又は次期計画策定の際に参考とさせていただきます。また、具体的な内容として、市が発行する刊行物などについて、一方の性に不利益となる表現など人権への配慮が欠けたものとならないよう努めてまいります。

次に関連事業「青少年有害図書の自粛要請」への反対意見につきましては、「千葉県青少年健全育成条例」の規定に基づき有害図書の地域での見回りを行っているもので、関連事業として位置づけることについては変更ございませんけれども、事業の実施状況に基づき、事業名を「青少年有害図書の地域での見回り」に修正いたしました。

また、個別課題 3 の「男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮」に位置づけておりましたけれども、計画案 53 ページ 個別課題 19 の「暴力を許さない社会の基盤づくり」に位置を変更いたしました。後ほど改めて修正箇所は説明させていただきます。

3 番目の意見、計画案 53 ページの個別課題 19 「暴力を許さない社会の基盤づくり」の基本計画における施策 (65) 「性の商品化の根絶」の反対意見につきましては、一番はじめの意見と同様に「市川市男女共同参画基本計画」の施策であることから、基本計画の改正又は次期計画策定の際に参考とさせていただきます。

続いて、3 ページ 4 番目の意見、認可保育園や特養ホームの増設につきましては、関連事業として「保育園整備計画事業」を位置づけるなど、所管部署と連携し、計画を推進してまいります。

次に e-モニター制度についての意見につきましては、委員の皆さまからもご意見をいただいたところではございますが、毎年、市民全体に対する全数調査を実施することは、経費等の理由からできないことから、登録者が多い e-モニターアンケート制度を利用するものでございます。

続いて、4 ページ 6 番目の意見、計画案 5 ページ、市女性職員の管理職昇任選考試験の受験率を増加させるための取り組みにつきましては、研修の実施のほかに計画案 23 ページにございます「市職員への男女共同参画に関する情報の発信」などを行いまして、職員一人ひとりの意識の醸成に取り組んでまいります。

次に 7 番目の意見、計画案 10 ページ下から 2 行目に「スマートで高品質な市民サービスを提供できるよう」との文言がございましたけれども、わかりにくいとのご意見をいただきましたので、修正することといたしました。修正内容は後ほど説明いたします。

8 番目の意見として、計画案 15 ページの「市女性職員の管理職登用促進」事業の具体策につきましては、6 番目の意見でご説明したことと同様となりまして、市職員への研修の実施や男女共同参画に関する情報の発信などの取り組みを行ってまいります。

次に 9 番目の意見として、計画案 16 ページ、関連事業の「女性管理職登用に向けた参画機会の環境整備」の具体的な事業内容については、教職員対象の事業であることから、職員の育成や指導などの機会を捉え、女性職員の校長、教頭等への登用を推進してまいります。

続いて 10 番目の意見、計画案 26 ページ 人権教室を全校で実施してほしいとのご意見については、28 年度には全校で実施する目標を設定していることから、着実に実施できるよう取り組んでまいります。

次に 11 番目の意見、人権講演会を全校で実施してほしいとのご意見について

は、人権擁護委員の方々や各中学校と連携を図りながら、より多くの学校で実施できるよう努めてまいります。

12番目の意見として、計画案36ページ 関連事業の「保育園整備計画事業」において保育園を急いで整備してほしいとの意見については、「市川市保育計画」で主体的に進行管理を行っていることから、所管部署と連携して推進してまいります。

以上がパブリックコメントの意見及び市の考え方となります。

続きまして、資料2をご覧ください。ただいま説明いたしましたパブリックコメントの中で、修正をした内容でございます。

修正は内容としては、2点ございます。まず、修正一覧の2行目、計画案10ページの点線の上、下から2行目、修正前は「スマートで高品質な市民サービス」という表現でしたが、わかりにくいとのご意見をいただき、「多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な市民サービス」とより具体的な表現に修正いたしました。これに伴いまして、計画案15ページの事業3 市女性職員の管理職登用促進の事業概要も同様の修正を行っております。

2点目は、修正一覧の4行目、計画案53ページ、一番下の関連事業のところになります。修正前は事業名を「青少年有害図書の自粛要請」としておりましたが、先ほど説明させていただきましたとおり、事業の実施状況に基づきまして「青少年有害図書の地域での見回り」と修正いたしました。また、個別課題3の「男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮」に位置づけておりましたが、個別課題19の「暴力を許さない社会の基盤づくり」には基本計画における施策として「性の商品化の根絶」が位置づけられていることから、個別課題19が適切であると考え、位置を変更させていただきました。事業概要についても、同様に「地域での見回りの取り組みを行います」と修正しております。

説明は以上でございます。

(小保方会長) 事務局からの説明が終りました。何かご意見はございますか。

(井上委員) 今回パブリックコメントを読ませていただいて、「市の考え方」も読ませていただいたのですが、この「市の考え方」のことについての質問でもよろしいですか。この答え方の中で少し不十分な部分があるのではないかと思いました。資料1の4ページ、一番上の意見、6件目のところです。計画案の5ページの「前年を大きく下回ったことの分析がない」というところです。市川市の女性職員の管理職試験の受験率が、23年度は前年よりも増えたのに24年度は前年を下回ったということが書いてありますて、確かに私もそこを疑問に思って、何ですかということを質問させていただいてお答えいただいたと思うのです。パブリックコメントで、分析がないのでちゃんと分析をしてくれという要求あるいは分析を教えてくれということだと思うのですが、今後発信をしていきますということしか書いてなくて、この返答だと分析については書かれていないと思います。その辺を示した方がよろしいのではないかと思いました。

(小保方会長) 井上委員からのご質問に対しまして、事務局から説明をしていただけますか。

(事務局) 確かに以前にご質問いただいた件だと思います。それに対する回答といたしましては、一斉に幼稚園長や保育園長の方々が管理職昇任選考試験を受けたの

が2年間にわたって非常に多かった年がございまして、昨年度はあらかたその方々が管理職になられたということで試験を受ける方々が減ったということの理由がございます。これにつきましては、計画の中に盛り込むというのはいかがかなということがございまして、事務局といたしましては、理由はそういうところなのですが、あえてお答えしない記載とさせていただきました。

(小保方会長) 井上委員、いかがでしょうか。

(井上委員) 分析がないということはあえて触れないということですね。どういう形で公表されるのかまだ実際には分からぬのですが、せっかく意見をいただいたのにスルーというのはどうなのかと、もしくは、はっきりとは書けないまでも、ちょっと何らかの形を書いた方が親切なのかなと思ったものですから、その辺をどの程度お答えするものなのか分からなかつたので、疑問点として発言しました。

(小保方会長) 事務局いかがですか。

(事務局) 検討させていただいて、変更するのであれば委員の皆様方に説明し、ご確認させていただきたいと思います。

(小保方会長) 井上委員、よろしいですか。

(井上委員) 私はお任せします。

(小保方会長) それでは、このことに関しまして、他の委員の方からご意見はございますか。

(田口副会長) 全体的にやはりまだ受ける方が少ないので、一定の方たちが受けないとするとがくっと下がるということなのでしょうか。

(事務局) そうですね。

(小保方会長) このことに関しましてはよろしいでしょうか。後日、修正があるかどうかご返事いただくということですね。

(長谷川委員) やはりこれは計画なので、この質問にどのように答えるのかは分かりませんが、計画にはその辺は載せるべきではないという気はします。直接諸事情があつて受験率が下がっているということは載せるべきではないと思うのです。ただ、この質問に対しては、井上委員がおっしゃったように何らかのうまくぼやかした感じか分かりませんけれどもあった方がいいのかなという気はします。

(小保方会長) 長谷川委員からこのような意見が出ましたので、総合してご返答のほどよろしくお願ひします。

この件に関しましてはよろしいでしょうか。その他、ご意見はございますか。

(小川委員) 資料1の2ページの2件目、「青少年有害図書の自粛要請」というところですが、パブリックコメントを寄せられた方は出版の自粛要請なのか販売の自粛要請なのかあいまいなところがあつて、出版の自粛要請というようなことで捉えられたのかなと思いました。私個人としては、出版は自由かもしれません、青少年にとって有害図書の販売は自粛要請されて然るべきかなという考えを持っています。市の考え方として直された方なのですが、地域での見回りという、おそらく販売に関して有害図書が売られているかどうかを見回るという観点で考えているのかと受け止め方をしたのですが、かつてあった有害図書の販売機は市内に一台もないということは、教育委員会の少年センターが中心になって取り組みまして、青少年の指導員や補導員が協力して回収してきたという運動の中で、現在一台もないという状況だそうですので、あえて、見回りの取り組

みということに事業名を変えて、実態に即しているのかという感想を持っているのですが、むしろ今問題なのは、インターネットではないかということを感じますので、そういうことがあるのかとめぐってみましたが記述がないので、改めて考え方をされるのであれば、ネットでの性差に関する暴力ということで検討されてもいいのかなという感想を持ちました。

また、15ページを見たのですが、たいした問題ではなく、言葉だけのことかもしれませんけれども、15ページに市役所内を活性化させと書いてあって、16ページにも市役所内を活性化させることによりと書いてあるのですが、市役所内って活性化していないのかなと、ちょっと意地悪な言い方ですが、いったい何が問題なのだろうと。あえて市役所内を活性化させるということを強調するということは、逆に捉えると、活性化していないということになるのかなと、何であえてこんなに強調するのかという印象を持ちました。以上です。

(小保方会長) 小川委員のご意見とご感想と2点ですが、見回りの部分と、活性化の部分につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 有害図書につきましては先ほども申し上げましたように、「千葉県青少年健全育成条例」に基づいて、青少年指導員の方々がコンビニ等の有害図書の陳列方法を見回っているということが実態ということとして、その際に、陳列方法などが明記されたチラシをお渡ししているということを実際にはしております。以前は要請という言葉を使っていましたが、そこまでの権限はなく、チラシ等の配布にとどまっているということでしたので、それであれば実態に即した見回りという言葉を使った方がよいということで、変更をいたしました。先ほどインターネットということもございましたけれども、インターネットは個人の範疇に入ってきますので、学校等でも指導されていると思うのですが、なかなかそこまで踏み込んで対応できないということで、保護者の方に研修等も学校でされていると聞いたことがありますけれども、そういう範囲にとどまっているのかと思います。

また、「市女性職員の管理職登用促進」と「市職員への男女共同参画に関する研修の実施」のところの活性化ということですが、活性化されていないのかというと、それは全く活性化していないとは言いたくはございませんが、なかなか女性職員が管理職の試験を受ける方も急激には増えないということもございますので、色々工夫をしまして、職員向けのメールも作成しまして発信をしているところなので、さらに活性化してほしいというところでございます。

以上でございます。

(小保方会長) 小川委員、よろしいでしょうか。他にご意見はございますか。

それでは、市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画策定についての答申案についてはこれでよろしいですか。

一委員了承一

(小保方会長)

それでは、本日意見のあった部分は修正・調整し、皆様に確認いただいた後、答申を行うという進め方になると思いますので、よろしくお願ひします。

そういうことを前提にして、この計画自体をご了承いただけるということでよろしいでしょうか。

一委員了承一

## 議題2 市川市男女共同参画基本計画第2次DV防止実施計画策定についての答申案について

(小保方会長) 続きまして、議題2の「市川市男女共同参画基本計画第2次DV防止実施計画策定についての答申案について」進めたいと思います。

こちらも第5次実施計画と同様に、この答申案についてご審議いただき、答申の内容を固めてまいりたいと考えております。

それでは、答申案につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 「市川市男女共同参画基本計画第2次DV防止実施計画策定についての答申案」について説明させていただきます。答申案は資料4となります。

先ほどの第5次実施計画と同様に、昨年11月7日から12月6日までの30日間、パブリックコメントを実施いたしましたが、意見はございませんでした。その他の修正等もございませんことから、答申案の計画内容はパブリックコメント時と同様でございます。

以上でございます。

(小保方会長) 事務局からの説明が終わりました。DV防止実施計画案については、パブリックコメントによる意見提出がなく、答申案の計画内容はパブリックコメント時と同様とのことですので、ご意見がなければ、この計画自体をご了承いただき答申を行うという進め方になりますが、何かご意見はございますか。

(小川委員) 最近DV被害に関して、市役所から個人情報が漏れたという事件がいくつかあったと思いますが、どこに書いてあるのかと見てみたら、33ページに書いてありますし、住民基本台帳の閲覧制限と一言だけさらっと書いてあるのですが、もう少し秘密保持みたいなことを取り上げられた方が時流にあうのかと思います。市役所の情報管理はしっかりと管理されているとは思いますが、ネットワーク上きちんと情報管理しても、職員の操作ひとつで情報が出て行ってしまう場合もありますので、DV被害者の個人情報の機密管理ということをうたつてもいいのかなという感想を持ちました。以上です。

(小保方会長) 小川委員からの意見でございましたが、事務局から何かございますか。

(事務局) 最近いろいろとDVに関する事件がありますが、市民課等と連携をしておりまして、DVだけではなく、ストーカー等についても秘密保持の連携はとっています。28ページに、「被害者の個人情報の適切な管理」として、DV被害者の個人情報の適切な管理を行いますということを掲載しておりますが、今まで以上に気をつけていかなければならないことだと思っております。

(小保方会長) 小川委員、よろしいでしょうか。その他にご意見はございますか。

(田口副会長) これまででもご意見があったかもしれません、32ページの目標達成に向け進んでいると思う施策についての回答が、「その他」が一番多いのはもったいない気がいたしました。

(小保方会長) 事務局から、その他の内容についてなど、何かご説明はありますか。

(事務局) DVについては詳しいところまではまだ浸透していないのかと思いますので、もっと啓発を行っていきたいと思っております。

(小保方会長) その他にご意見はございますか。

それでは、市川市男女共同参画基本計画第2次DV防止実施計画策定についての答申案についてはこれでよろしいですか。

(小保方会長) それでは、本日意見のあった部分は調整し、皆様に確認いただいた後、答申を行うという進め方になると思いますのでよろしくお願ひいたします。

そういうことを前提にして、この計画自体をご了承いただけるということでおよろしいでしょうか。

一委員了承—

(小保方会長) なお、本日のご意見につきましては、後日、発言の記録をメール、FAX などで事務局からお送りしますので、ご確認いただきたいと思います。

ご確認いただきました後の会議録等につきましては、市の公式 Web サイト等で公表していく予定です。よろしいでしょうか。

一委員了承—

(小保方会長) それでは、その他、委員の方々から何かございますか。

(長谷川委員) DV の 21 ページにチラシやカードの話しがあるのですが、先日、市役所の女性トイレにも案内カードがありまして、乳幼児を連れたお母さんたちのグループがお手洗いを利用して、ちょうど、この話しをしていて、分かりにくいくらいですね、こんな被害にあっていたら、ごちゃごちゃ書かれていても目に入らないし、助けてとか、ぱっと見て分かるような相談窓口の連絡先とか、ビジュアルじゃないよねというような話しを耳にはさみました。私も見ていて、冷静に読めば男女共同参画はこうで、ウィズはこうでと読めるのですが、例えば切羽詰った状態では理解しにくいのかもしれないということがありましたので、お伝えします。以上です。

(小保方委員) その他にご意見はございますか。

では、事務局から何かございますか。

(事務局) 第 5 次実施計画と第 2 次 DV 防止実施計画の今後の予定について、ご連絡させていただきます。

今日ご意見いただきましたところは検討いたしまして、検討後、皆様にご確認いただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

確認後、市長への答申を行う予定でございます。2 月、3 月になると思いますが、市役所内部の合意を図り、各計画の策定となります。

予定としては以上でございます。

今年度の審議会はこれで終了となります。各計画が策定次第、委員の皆様には計画冊子をお送りさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

また、来年度の審議会につきましては、緊急案件がなければ、来年 6 月以降の開催となる予定です。具体的な開催日等につきましては、決まり次第ご連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

(小保方会長) それでは、これをもちまして平成 25 年度第 3 回市川市男女共同参画推進審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成 26 年 / 月 30 日

市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 川保方 愛子